

一般社団法人 可視光通信協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人可視光通信協会と称し、英文では、Visible Light Communications Association と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、可視光通信システム及びその関連する商品が、新しい産業として確立できるよう寄与する事を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- ① 可視光システムの規格・標準化の研究と策定
- ② 可視光通信システムの市場形成、拡大に向けた普及啓発活動
- ③ 可視光通信システム利用の通信インフラ整備の促進
- ④ 可視光通信システムに係る内外機関との交流および共同標準化の推進
- ⑤ 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、神奈川県内において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(社員及び会員)

第5条 当法人会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 一般会員 当法人の目的に賛同したが、正会員となるには至らない個人又は団体
- (3) 特別会員 当法人の社員総会の決議をもって、公共の利益に資する団体・個人と承認された者

(入会)

第6条 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の協議を経て、会長の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第7条 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退会したとき
- ② 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- ③ 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- ④ 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- ⑤ 除名されたとき
- ⑥ 総社員の同意があったとき。

(退会)

第9条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な理由があるとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応

じて開催する。

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、法令に定める事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 社員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額又はその基準
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) 残余財産の帰属先
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催地)

第16条 社員総会は、理事会がその都度定める場所において開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決定し、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序に従い当該理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもってこれを行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散、合併
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権)

第19条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員及び監事の設置等)

第23条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とし、会長以外の理事の中から副会長、専務理事及び常務理事を選定する。
- 4 専務理事は1名とする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する

- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務権限)

第25条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。
- 3 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 4 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2

回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別決議によって行わなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- ① 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- ② 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- ③ 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第31条 当法人は、理事及び監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当法人は、外部理事及び外部監事との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金300万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- ① 当法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第37条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 計算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のうち、第1号及び第2号の書類については、その内容を定時社員総会に報告し、第3号から第5号までの書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとと

もに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、社員総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第44条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事	春山 真一郎
設立時理事	中川 正雄
設立時理事	松本 充司
設立時理事	坂村 健
設立時理事	鈴木 修司
設立時代表理事	春山 真一郎
設立時監事	高梨 義幸

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第45条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

- 1 住所 神奈川県逗子市沼間三丁目27番43号
氏名 春山真一郎
- 2 住所 東京都中央区日本橋三丁目5番12号
氏名 株式会社アウトスタンディングテクノロジー

(法令の準拠)

第46条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人可視光通信協会設立のため、設立時社員 春山真一郎、株式会社アウトスタンディングテクノロジーは、本定款を作成し、これに署名又は記名押印する。

平成26年 5月 27日

設立時社員

春山真一郎

株式会社アウトスタンディングテクノロジー

代表取締役 村山文孝